

## 選奨規則

平成 15 年 11 月 25 日 改定

### 第1章 総 則

- 第 1 条 本学会定款第 3 条（目的）、第 4 条（事業）に基づく功績のあった者の表彰・奨励（以下選奨という。）は、この規則により行うものとする。
- 第 2 条 選奨の種類は、次のとおりとする。
- (1) 研究功績賞
  - (2) 守田栄論文賞
  - (3) 環境デザイン賞
  - (4) 研究奨励賞
- 第 3 条 選奨ごとに選定委員会を設け、前条の各選奨候補者又は候補業績を選定する。
- 第 4 条 会長は、前条の委員会の結果を理事会に諮り、審議のうえ理事会の承認を経て各選奨の受賞者を決定する。
- 第 5 条 各選奨の賞状などは、原則として本学会総会で贈呈する。
- 第 6 条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容などを本学会会誌に公表する。
- 第 7 条 この選奨に関する経費は、一般会計によるものとする。

### 第 2 章 研究功績賞

- 第 8 条 研究功績賞は、騒音、振動、音・振動環境に関し、以下のいずれかに該当する業績により、学術及び技術の進展に大きく貢献し、その功績が顕著である本会の名誉会員又は正会員に贈呈する。
- (1) 騒音・振動制御、音・振動環境計画等に関する一連の研究。
  - (2) 騒音・振動制御、音・振動環境計画等に関する著書の著作又は編纂。
- 第 9 条 研究功績賞の贈呈は、毎年度原則として 1 件とする。但し、表彰に値する研究功績が無い場合はこの限りでない。
- 第 10 条 研究功績賞は、賞状及び賞牌とする。
- 第 11 条 研究功績賞受賞候補者を選定するため、毎年度研究功績賞選定委員会を設ける。
- 第 12 条 研究功績賞選定委員会は、委員長、幹事、委員をもって少なくとも 10 名で構成し、会長が委嘱する。
- 第 13 条 委員長には副会長の 1 名をあてる。委員には総務理事、財務理事、研究部会部会長、同幹事、編集委員会委員長及び同幹事をあて、委員長の指名する正会員若干名を加える。幹事には委員長が指名する委員をあてる。
- 第 14 条 研究功績賞受賞候補者の選定は、別に定める選定手続により行う。
- 第 15 条 委員長は、前条の手続きによる受賞候補者の選定結果を選定経過とともに会長に報告する。

### 第3章 守田栄論文賞

- 第16条 守田栄論文賞（以下論文賞という）は、騒音、振動、音・振動環境に関し、学術及び技術の進展に貢献するところが大きい研究業績を本学会会誌に発表した本会の名誉会員、正会員又は学生会員に贈呈する。
- 第17条 この論文賞に関する経費は、本会初代会長守田栄博士の御遺族からの寄付金 500万円が繰り入れられている学会賞運用積立金の利子を主財源とする。
- 第18条 表彰の対象となる論文は、表彰を行う年の前年及び前々年のそれぞれ1月から12月までの2年間に発表された投稿論文とする。
- 第19条 論文賞の贈呈は、毎年度原則として1件とする。但し、表彰に値する論文が無い場合はこの限りでない。
- 第20条 論文賞は、賞状及び賞牌とし、選奨対象となる著者全員に贈呈する。
- 第21条 論文賞受賞候補を選定するため、毎年度論文賞選定委員会を設ける。
- 第22条 論文賞選定委員会は、委員長、幹事、委員をもって構成し、会長が委嘱する。
- 第23条 委員長には副会長の1名をあてる。委員には編集委員会委員長、同幹事、研究部会部会長及び同幹事をあて、委員長の指名する正会員若干名を加える。幹事には委員長が指名する委員をあてる。
- 第24条 論文賞受賞候補の選定は、別に定める選定手続により行う。
- 第25条 委員長は、前条の手続きによる受賞候補業績の選定結果を選定経過とともに会長に報告する。

### 第4章 環境デザイン賞

- 第26条 環境デザイン賞は、本会の会員、会員外によるものを問わず、次に該当する音・振動環境の改善に優れた業績を挙げた法人、グループ又は個人に贈呈する。
- (1) 都市環境、住環境、作業環境、車室内環境等の快適性向上のための計画や実施事例など。
  - (2) (1)項に関連する研究や技術開発など。
- 第27条 表彰の対象となる業績は、表彰を行う年から前3年間に顕著な貢献があったと認められるものとする。
- 第28条 環境デザイン賞の贈呈は、毎年度原則として2件以内とする。但し、表彰に値する業績が無い場合はこの限りでない。
- 第29条 環境デザイン賞は、賞状及び賞牌とする。
- 第30条 環境デザイン賞受賞候補を選定するため、毎年度環境デザイン賞選定委員会を設ける。
- 第31条 環境デザイン賞選定委員会は、委員長、幹事、委員をもって少なくとも10名で構成し、会長が委嘱する。
- 第32条 委員長には副会長の1名をあてる。委員には総務理事、財務理事及び研究部会部会長をあて、委員長が専門分野を考慮して選出した正会員を加える。但し、会長が必要と認めた場合には、会員外の学識経験者若干名を委員に加えることができ

る。幹事には委員長が指名する委員をあてる。

第 33 条 環境デザイン賞受賞候補の選定は、別に定める選定手続により行う。

第 34 条 委員長は、前条の手続きによる受賞候補業績の選定結果を選定経過とともに会長に報告する。

## 第 5 章 研究奨励賞

第 35 条 研究奨励賞は、騒音、振動、音・振動環境に関する学術及び技術の奨励のため、本会の研究発表会に優秀な研究を講演発表した者のうち、有為と認められる新進の研究者・技術者に贈呈する。

第 36 条 表彰の対象者は、表彰を行う年の前年に開催された研究発表会で講演発表を行った者で、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 選定の時期において、本会正会員又は学生会員で、原則として 35 歳未満の者。
- (2) 研究発表会講演申し込みの際、講演者として登録し、かつ自ら講演発表を行った者。
- (3) 研究奨励賞を受賞したことのない者。

第 37 条 研究奨励賞は、毎年度原則として 5 件以内とする。但し、表彰に値するものが無い場合はこの限りでない。

第 38 条 研究奨励賞は、賞状及び賞牌とする。

第 39 条 研究奨励賞受賞候補者を選定するため、毎年度研究奨励賞選定委員会を設ける。

第 40 条 研究奨励賞選定委員会は、委員長、幹事、委員をもって構成し、会長が委嘱する。

第 41 条 委員長には副会長の 1 名をあてる、委員には研究部会部会長をあて、委員長が専門分野を考慮して選出した正会員を加える。幹事には委員長が指名する委員をあてる。

第 42 条 研究奨励賞受賞候補者の選定は、別に定める選定手続により行う。

第 43 条 委員長は、前条の手続きによる受賞候補者の選定結果を選定経過とともに会長に報告する。

## 附 則

- 1 (社)日本騒音制御工学会選奨規則は、平成 15 年 11 月 24 日をもって廃止する。
- 2 この規則は、平成 15 年 11 月 25 日より施行する。